

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年9月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、11番 山崎廣美 委員と、12番 森本一男 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。
「議案第1号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

6番委員

■通り番1

通り番1について説明します。

譲渡人の■■■さんは、現在、遠方にお住まいです。そのため、耕作管理等ができないということで、付近を耕作する■■■■■さんに売買で所有権移転をすることです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>■通り番2 通り番2について説明します。 譲渡人の■■■■さんが共有名義で所有する土地ですが、両名ともに遠方に住んでおり、耕作管理が難しいということで、すぐ近くに事務所を構える農地所有適格法人の■■■■■が買い受けて管理するということです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番3 通り番3について、説明します。 申請地は、才尾池のすぐ横です。現在は遊休農地となっておりますが、譲受人の■■■■さんは、付近一帯を管理しており、整備して利用するとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号については、全て原案通り可決いたします。
	<p style="text-align: center;">議案第 2 号</p> <p style="text-align: center;">農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件でございます。</p> <p>「議案第 2 号、通り番 1 から 2 を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
6 番委員	<p>■通り番 1</p> <p>通り番 1 について説明します。</p> <p>譲受人の■■■さんの自宅への進入路を拡幅するために、譲渡人の■■■■さんと■■■■さんの農地の端部を転用するものです。</p> <p>現在の進入路は、普通車が通れる丁度の幅しかなく、危険な状態です。申請地は営農しておりますが、その営農にも支障はありません。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>■通り番2 通り番2について説明します。 申請地は■■■の斜め下辺りです。譲渡人の■■■■さんと■■■■さんは親子です。 宅地の敷地内だと思い住屋を増築したところ、農地であることが判明したため、今回の手続きとなりました。 幸い周辺の農地に影響はなく、転用許可基準に該当するとの見込みで、始末書も添付されております。 関係書類も揃っており、その他の問題も特にありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

全員異議なしとのことですので、議案第3号については、原案通り承認することといたします。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）ですが、福岡県農業振興推進機構が中間管理権取得するための利用権設定です。三毛門地区の圃場整備の関係ですので、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権設定）について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 の 宣 言</p> <p>10時30分閉会を宣言する。</p>